

令和 8 年度
防災情報ネットワーク事業
現場技術業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

(適用範囲)

第1条

令和8年度 防災情報ネットワーク事業 現場技術業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙、現場技術業務実施要領第3の1監督支援型による業務である。

(目的)

第2条

本業務は、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(以下「防災情報ネットワーク」という。別添概念図参照)について、利根川水系土地改良調査管理事務所(以下、「当事務所」という。)管内に設置している観測計器等のデータ回収及び防災情報ネットワーク転送サーバのメンテナンス等を行い、併せて、防災情報ネットワークシステムの整備に関する業務及び工事の監督職員補助を行うものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第4条

管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(農業-農業土木、農業農村工学)、農業部門(農業土木又は農業農村工学))、博士(当該業務に関連する学術部門)、農業土木技術管理士、ビルコンサルティングマネージャー(部門:農業土木)及び1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者。又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等以上の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大・高専卒18年、高校卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資 格
現場技術員(C)	技術士(総合技術管理部門(農業-農業土木、農業-農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目))

	技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門の選択科目） 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。
--	--

ただし、及びについては、水管理制御設備や情報システムの設計、保守、運用及び工事のいずれかの実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

（配置技術者の確認）

第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（貸与資料）

第8条

本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

番号	名称	制定（改定）年月
1	国営造成施設防災情報ネットワーク利用者マニュアル、マスタメンテナンスマニュアル	—
2	「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）	令和7年8月13日 一部改正
3	国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）	—
4	情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様	令和7年7月23日
5	令和5年度 防災情報ネットワーク事業現場技術業務報告書	—
6	令和6年度 防災情報ネットワーク事業現場技術業務報告書	—
7	令和7年度 防災情報ネットワーク事業現場技術業務報告書（予定）	—

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

なお、上記1～4及び7の図書は契約後に貸与する。

(工事の概要)

第 9 条

本業務を行う関連業務・対象工事の概要は、次表のとおりである。

業務・工事名	工事 場所	(予定) 工期	工種・概略 数量等
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 観測機器等点検保守業務 (仮称)	利根調 管内	令和 8 年 4 月 ~ 令和 9 年 3 月	点検保守 1 式
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事 (その 1) (仮称)	利根調 管内	令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 2 月	電気通信 工事 1 式
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事 (その 2) (仮称)	利根調 管内	令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 2 月	電気通信 工事 1 式
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事 (その 3) (仮称)	利根調 管内	令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 2 月	電気通信 工事 1 式
令和 8 年度 防災情報ネットワーク事業 データ転送設備更新工事 (その 4) (仮称)	利根調 管内	令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 2 月	電気通信 工事 1 式

(業務場所)

第 10 条

業務場所は、利根川水系土地改良調査管理事務所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第 11 条

履行期間は次のとおりとする。

令和 8 年 4 月 13 日 ~ 令和 9 年 3 月 19 日

ただし、準備期間 5 日間 (土日含む場合 7 日間) を含む

(業務内容)

第 12 条

本業務に従事する現場技術員は技術員 (C) とし、その業務内容は次のとおりとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1 . 監督に関する業務 工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務 工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務 工事検査に必要な資料の作成に関する業務	1 式	
2 . 事業実施に関する業務 防災情報ネットワークシステムに関する補助作業 観測機器等に係る作業	1 式	
3 . その他補助作業	1 式	

なお、詳細については別紙「作業項目内訳表」による。

(作業上の留意事項)

第13条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。
業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。
この場合、机、椅子等は貸与する。
なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。
- (6) 受注者は、防災情報ネットワークに関する情報セキュリティ対策について、共通仕様書、別に貸与する「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」(令和7年7月23日農林水産省)、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」(平成27年3月31日農林水産省訓令第4号)及び「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について(案)」に記載された関連項目を遵守し業務を実施しなければならない。なお、「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について(案)」が改定された場合には、それらに基づき実施すること。
- (7) 受注者が業務の一部を再委託する場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を発注者に提供し、あらかじめ再委託について発注者の承諾を得ること。
- (8) 再委託先における情報セキュリティ対策は、第13章(6)に規定する事項を準用するものとし、受注者の責任により確認・指導を行うこと。
- (9) 作業の実施にあたっては、事前に実施手順を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (10) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (11) 現地調査にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。

(打合せ)

第14条

共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更

の対象とはしない。

（成果物）

第 15 条

成果物の提出は次のとおりとする。

- （１）業務実施報告書 １式
- （２）共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料
１式
- （３）その他必要な資料 １式

（成果物の提出先）

第 16 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

（契約変更）

第 17 条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （１）第 9 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- （２）第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- （３）第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- （４）第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- （５）第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （６）第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （７）その他

（定めなき事項）

第 18 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1 . 監督に関する業務	利根調管内における業務及び工事等に係る資料作成、立会等業務及び工事監督の補助作業を行う。 (対象業務 1 件、対象工事 4 件程度想定) 工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務 工事の監督職員と施工業者及び施設管理者等との連絡業務 工事検査に必要な資料の作成に関する業務 (現地作業等 年 7 日程度を想定)	1 式
2 . 事業実施に関する業務	利根調管内における防災情報ネットワーク事業に係る基礎的資料の作成に関する業務を行う。 防災情報ネットワークシステムに関する補助作業 システム稼働状況を日々確認して所定様式に記録する。 観測機器等に係る作業 利根調管内に設置している別添位置図の地震計等の観測計器 (8 箇所) のデータ回収及び防災情報ネットワーク転送サーバ (9 箇所) のメンテナンス (ソフトウェアの更新等) 等を行う。 (現地作業等 年 2 4 日程度を想定)	1 式
3 . その他補助作業	防災情報ネットワーク事業に関連する資料作成ほか、国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務等の補助作業を行う。	1 式

【別添概念図】

国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム概念図

